

近江八幡市告示第42号

近江八幡市庁舎整備基本設計業務委託業者選定委員会設置要綱を次のように制定する。

令和2年3月13日

近江八幡市長 小西 理

近江八幡市庁舎整備基本設計業務委託業者選定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、近江八幡市プロポーザル方式の実施に関するガイドラインに基づき、近江八幡市庁舎整備基本設計業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 選定委員会は、次に掲げる事項について所掌し、近江八幡市庁舎整備基本設計業務（以下「業務」という。）の実施にふさわしい最優秀提案事業者及び次点者の特定を行うものとする。

- (1) 業務委託に係る実施要領に関すること。
- (2) 業務委託に係る提案書等の審査及び評価に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めた事項に関すること。

(組織等)

第3条 選定委員会は、委員5人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 副市長
- (3) その他市長が必要と認める者

2 選定委員会に委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は、委員の互選により定める。

4 副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。

5 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から業務に係る契約が締結された日までとする。

(会議)

第5条 選定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、非公開とする。

(責務)

第6条 委員は、信義に基づき、公平かつ公正に選定を行わなければならない。

(守秘義務)

第7条 委員及び会議に関係した者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査結果の報告)

第8条 選定委員会は、審査の結果を市長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 選定委員会の庶務は、庁舎整備主管課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、業務に係る契約が締結された日限り、その効力を失う。